

松江市（古江）スクールバス運行業務委託
基本仕様書

令和7年11月

松江市教育委員会学校管理課

基 本 仕 様 書

この基本仕様書は、松江市（以下「発注者」という。）が委託する「古江スクールバス運行業務委託」（以下「本業務」という。）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、この仕様の範囲内として実施するものとする。

1. 案件名（プロポーザル）

松江市（古江）スクールバス運行業務委託

2. 業務の目的

松江市立古江小学校の児童（学校関係者）の通学手段（移動）等の確保を目的として、松江市が所有する自家用自動車によりスクールバスの無償運行を行うものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日（土）とする。

ただし、履行期間は令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までとする。

4. 業務内容

本業務については、松江市が所有する自家用自動車により無償運行するものとする。ただし、児童の登下校等に係る「安全な運行の確保」をするため、道路運送法第79条運行（市町村自家用有償運送）に定められる諸条件、これに係る関係法令等（通達）すべての事項を準用したうえで次に掲げる業務を遂行するものとする。ただし、発注者が定める事項についてはこの限りではないものとする。

(1) 運行区域は、松江市立古江小学校校区内及び指定する場所とし、詳細については別添1「古江スクールバス路線図」のとおりとする。

(2) 運行の予定時刻は、別添2「古江スクールバス時刻表」のとおりとする。ただし、短縮授業及び学校行事等にあわせて運行時刻を変更するものとする。あわせて停留所間キロ程及び所要時分については、別添3「停留所間キロ程図・時分程図」のとおりとする。

なお、学校又は発注者の判断により台風（自然災害）や積雪等の影響により登校便・下校便の時刻に変更が生じた場合にも、これに対応しなければならないものとする。

(3) 運行路線及び運行系統並びに運行便数については、次に掲げる事項を基本に運行するものとし、別添4「運行路線及び運行系統並びに運行便数」のとおりとする。

1) 運行路線：旧長江小学校線の1路線とする。

2) 運行系統 : 旧長江小学校線 (往路・復路) の 2 系統
 (旧長江小学校 ⇒ 古江小学校前)
 (古江小学校前 ⇒ 旧長江小学校)

3) 運行便数 : ア 平日運行

《登校便》

旧長江小学校 ⇒ 古江小学校前 2 便

《下校便》

古江小学校前 ⇒ 旧長江小学校 2 便

イ 一斉下校の場合

《下校便》

古江小学校前 ⇒ 旧長江小学校 2 便

ウ 学校行事等による増便運行

《新 1 年生対応下校便》 ※入学後 3 週間程度

古江小学校前 ⇒ 旧長江小学校 11:30~12:00 発 1 便の増便

《学校行事対応下校便》 ※月に 2~5 日程度 (年間 55 日)

古江小学校前 ⇒ 旧長江小学校 2 便を 3~4 便に増便

《土日祝登校日の運行》 ※年 5 日程度

登校便は平日運行での対応とし、下校便は一斉下校と同様に原則 2 便運行とする。ただし、運行時刻については学校行事にあわせ運行するものとする。

エ 学休平日 (春・夏・冬休み期間の平日)

学休平日における学校や公民館等の行事、松江市教育委員会が特に認める行事等 (近隣の小・中学校等) による運行依頼をした場合には、本業務における拘束時間 5 時間 45 分の範囲で臨時便を運行しなければならないものとする。

4) 運行日数 : 運行予定 ※詳細は別添 5「運行予定表」参照

ア 《令和 8 年度》

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
通常運行	136 日	一斉下校 8 日含む
新 1 年生対応	15 日	下校便 11:30~12:00 発
学校行事増便	55 日	下校便 2 便を 3 便運行
合 計	206 日	

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
学休平日	38 日	・ 対象となる日数
合 計	38 日	・ 依頼した場合には運行

イ 《令和 9 年度》

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
通常運行	138 日	一斉下校 8 日含む
新 1 年生対応	15 日	下校便 11:30~12:00 発
学校行事増便	55 日	下校便 2 便を 3 便運行
合 計	208 日	

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
学休平日	39 日	・ 対象となる日数
合 計	39 日	・ 依頼した場合には運行

ウ 《令和 10 年度》

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
通常運行	135 日	一斉下校 8 日含む
新 1 年生対応	15 日	下校便 11:30~12:00 発
学校行事増便	55 日	下校便 2 便を 3 便運行
合 計	205 日	

運 行 区 分	運 行 日 数	適 用
学休平日	40 日	・ 対象となる日数
合 計	40 日	・ 依頼した場合には運行

5) 勤務形態と拘束時間

ア 平日勤務

勤務	路線名	出勤	退勤	休憩	勤務	拘束
AM	旧長江小⇒古江小	6:50	8:55	0:00	2:05	5:45
PM	古江小⇒旧長江小	13:35	17:15	0:00	3:40	

イ 一斉下校対応 ※年 8 日を予定

勤務	路線名	出勤	退勤	休憩	勤務	拘束
AM	旧長江小⇒古江小	6:50	8:55	0:00	2:05	5:45
PM	古江小⇒旧長江小	10:45	14:25	0:00	3:40	

ウ 新 1 年生対応 ※年 15 日を予定

勤務	路線名	出勤	退勤	休憩	勤務	拘束
AM	旧長江小⇒古江小	6:50	8:55	0:00	2:05	7:35
PM	古江小⇒旧長江小	10:45	17:15	1:00	5:30	

エ 増便対応 ※月 2～5 日（年間 55 日）を予定

勤務	路線名	出勤	退勤	休憩	勤務	拘束
AM	旧長江小⇒古江小	6:50	8:55	0:00	2:05	5:45
PM	古江小⇒旧長江小	12:35	18:30	1:00	3:40	

学校行事等の時間にあわせ午後の勤務を繰上げ又は繰下げて運行するものとし、午後勤務 3 時間 40 分（拘束時間）の範囲内で対応するものとする。

オ 土日祝登校日の対応 ※年間 5 日を予定

勤務	路線名	出勤	退勤	休憩	勤務	拘束
AM	旧長江小⇒古江小	6:50	8:55	0:00	2:05	5:45
PM	古江小⇒旧長江小	10:30	15:10	1:00	3:40	

上記、エと同様な対応とし、学校行事等の時間にあわせ運行時刻を変更して対応するものとする。

6) 運転者（運転手）

本業務に係る運転手については、受託者が雇用する専任の運転手を配置し、運転者就任承諾書を提出、発注者の承認を受けなければならない。また、安全の確保の観点から、受託者が主たる雇用主として雇用保険に加入する者を選任しなければならない。

7) 運行管理者（運行管理補助者）

松江市立学校スクールバス運行に係る運行管理は、市町村有償運送に基づく道路運送法第79条及び同法施行規則第51条、その他関係法令（通達）を準用し、運行管理の責任者を2名以上（補助者を含む）選任し、輸送の安全及び旅客の利便を確保し、同法を遵守するとともに、これに定められた要件を満たし、安全運行の確保に努めるものとする。なお、本業務の遂行時（拘束時間内）は、運行管理本拠（点呼）の位置において厳正なる運行管理に従事するものとする。

8) 整備管理者（整備管理補助者）

道路運送車両法第47条に基づき整備管理の責任者を管理車両使用の本拠の位置より直線距離2km以内の営業所又は車庫・事務所等に2名以上（補助者を含む）選任し、管理車両の車両管理を行い、点検整備に関する管理・責任体制を確立し、管理車両の安全な運行の確保に努めなければならない。また、下記管理車両について、1日1回その運行の開始前において、同法の規定による日常点検を実施するものとする。

《管理車両及び使用の本拠の位置》

管理車両	乗車定員	使用の本拠の位置
三菱ふそう 中型バス	54名〔38〕	松江市東長江町 259-2

※ただし、上記車両が修繕等により使用できない場合は、双方協議のうえ、代替車両にて運行するものとする。

※本業務に支障が生じない限り、上記の車両を用いて発注者による松江市立学校スクールバス等として使用する場合がありますものとする。

5. 付帯条件等

(1) 本業務の運行状況について適宜報告するものとし、スクールバスの運行に必要となる調整を図るものとする。

(2) 受注者は、発注者が指定する様式により、利用状況調査報告書（日別、便別、乗車人員）を1か月ごとに作成し、翌月の7日（年度末は発注者が指定する日）までに報告すること。また、乗務報告書及び運行前点検表をあわせて提出するものとする。

(3) 厳正なる点呼、確実な対面点呼を実施することにより、適切な運行管理を行うものとする。また、厳正なる点呼の「基本的な事項」及び「乗務に係る事項」について確実に実施すること。（特に安全な輸送の確保のための指示事項、健康状態、車両及び道路に関する事項並びに飲酒等の確認）ただし、下記の遠隔点呼に使用する機器が満たすべき機能の要件の11項目及び遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件について、そのすべての項目を満たす高度な点呼機器・システムを用いて行う遠隔点呼の機器を具備し環境整備をしている者又は今後、具備し環境整備する者にあつては、「別紙様式第4号」に必要書類等を添付し、令和7年11月21日（金）までに発注者（担当課）へ提出し、事前に遠隔点呼に係る承認を受けた場合にあつては、この限りではないものとする。

《遠隔点呼に使用する機器が満たすべき機能の要件》

No.	項 目
1	映像と音声で明瞭に次の状況が確認できること
	・運転者の顔、表情、全身
	・酒気帯びの有無
	・疲労、疾病、睡眠不足等で安全運転ができない恐れの有無
2	アルコール検知器による測定結果の自動記録保存と確認

3	点呼執行者および運転者の生体認証
4	遠隔点呼実施地点間において次の事項を共有する機能
	・ 日常の健康状態
	・ 労働時間
	・ 指導監督の記録
	・ 運行に要する携行品
	・ 乗務員等台帳
	・ 過去の点呼記録
	・ 車両の整備状況
5	疲労、疾病、睡眠不足等で安全運転ができない恐れの有無を、運転者の平常時と比較して確認できる機能
6	車両の日常点検記録管理
7	運行管理者の指示伝達すべき事項を確認できる機能
8	点呼結果記録の共有と1年間の保存機能
9	機器の故障履歴記録と1年間の保存機能
10	記録の改ざんを防止する機能
11	点呼結果と故障記録をCSV形式で出力する機能

《遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件》

1) 映像と音声で明瞭に次の状況が確認できる明るさ・環境照度の確保

- ・ 運転者の顔、表情、全身
- ・ 酒気帯びの有無
- ・ 疲労、疾病、睡眠不足等で安全運転ができない恐れの有無

2) なりすまし・不正防止

被遠隔点呼実施営業所等の運転者の全身及びアルコール検知器の使用時の状況が確認できるよう、ビデオカメラ・スマートフォン等により、運行管理者が運転者の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認できること。

3) 通信環境・通話環境の確保

遠隔点呼が途絶しないように必要な通信環境を備えていること。また、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等と被遠隔点呼実施営業所等の運転者の対話が妨げられることのないよう、必要な通話環境が確保されていること。

4) 遠隔点呼の運用上の遵守事項

機器・システム・施設・環境などのインフラ環境を整備した上で、正しい運用が行われるように運用上の遵守事項が定められていること。

- (4) 運行管理の責任者は、その職務遂行上に必要な知識及び実務については、運輸支局長の行う研修（自動車事故対策機構の行う講習を含む）を受け、日常の職務に必要な知識、技能の修得に努め、受講後はこの証明書（写）を提出しなければならないものとする。

- (5) 受注者は本業務の運転者に対し、乗務員研修を年2回以上実施するものとし、安全運転講習や接遇研修等を実施しなければならないものとする。また、本業務の運転手となるもののうち、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害が生じた事故を引き起こした者又は発注者が重大な過失による事故であると認めた事案、運転者として新たに雇入れた者及び高齢者（65歳以上の者）運転手に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の規定による特別な指導を行い、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。なお、本業務に係る運転手は3年に1回、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。
- (6) 道路運送法、同法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則並びにその他関係諸法令に基づく緊急時連絡体制、運行管理体制、整備管理体制、苦情処理簿、運転手台帳（運転経歴証明「年1回更新」を含む）、運転基準図等の義務付けられているものについて備え付けること。また、発注者が必要とし、関係書類の提出を求めた場合は、本書の閲覧及び当該書類の提出又は写しを提出すること。
- (7) 事故（対人、対物、自損）、異常気象等及び運行に係る変更事項等が発生した場合は、緊急連絡体制により報告するものとし、第一報として発生時の状況等を遅滞なく報告、その後に判明した事項の対応等については速やかに随時報告を行うこと。また、その事由に対する事故等報告書、異常気象時等に係る報告書を作成し速やかに提出すること。なお、登校便に係る報告は、運行管理上、安全な運行の確保のため運行路線の状況を確認するとともに、この運行に支障をきたす場合にあっては、午前6時の時点における状況等について報告しなければならないものとする。
- (8) 別添2の「古江スクールバス時刻表」については、通常時のスクールバス運行時刻であり、新年度の増便運行及び学校の行事等により、登・下校時間が随時変更されるものとし、この運行に係る拘束時刻を変更して対応するものとする。あわせて、月1回の小学校が行う事前定例打合わせ会に参加すること。また、台風等の異常気象による緊急一斉下校や登校便の1～2時間程度の繰り下げ運行にも対応するものとし、平日、土日祝、学休平日運行については、拘束時間内での運行が可能な場合には、これに対応しなければならないものとする。なお、各月の運行予定については、当該月の前月20日（休日の場合は翌開庁日）を目途に決定し、通知するものとする。
- (9) 学校の行事により、年間5日程度の土曜・日曜・祝日に平日運行を行うものとする。ただし、翌日等が振替休日となり運行を要しない場合にあっては、振替運休とするものとする。
- (10) 校外学習（発注者が認める行事及び運行の範囲※遠足等を除く）の利用については、平日の登校便運行後から下校便運行までの時間帯において、古江小学校（湖北統合学園に向けた活動については大野小学校も対象）の臨時便運行に対応するものとし、この運行については事前定例打合わせ会で学校からの申出又は発注者の申出により調整を行うものとする。なお、臨時便運行については、当該運行業務委託落札額（運転手時間単価、その他の経費の時間単価等）に基づき発注者と受注者で協議のうえ時間単価を定め、その臨時便運行に係る見積を徴し別途支払うものとする。

- (11) こども110番バスへの対応を行うこと。(発注者が行う松江市立学校スクールバスの運行すべて対象とする)

6. その他の事項

- (1) 自然災害や積雪等及びその他受注者の責めによらない事由により、運行区間の全部又は一部の運行が不能な場合、あるいは災害等が生じる恐れがあるときは、受注者（運行管理者）は発注者に連絡し発生の状況について報告、協議を行うとともに、状況に応じた適切な処置（対応）を行うものとする。なお、この発生状況、処置（対応）等を記載した「報告書」を速やかに提出すること。
- (2) 発注者は、本業務の実施・処理状況について随時立入調査をし、必要な報告を求めるとともに、監査することができるものとする。また、運行業務の実施状況について、要件等が満たされていない場合にあっては、必要に応じて業務改善命令や指示等ができるものとする。
- (3) 運行時刻表（通常、変更時）に従い、発注者が指示する停留所において、確実な乗降扱いを行うものとし、特に降車後の利用者の安全の確保に注意を払うこと。
- (4) 受注者は、本業務の実施中に事故等が生じたときは、負傷者の対応を優先し、あわせて他の車両等による二重事故の防止等のための安全な措置を取り、速やかに発生状況（負傷者の有無）を運行管理者へ報告、受注者は発注者に対し報告、協議するとともに事故の対応にあたるものとする。
- (5) 発注者は、管理車両にかかわる自動車保険の対象となる対人（相手方、搭乗者）、対物に係る事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う費用を負担する。
- (6) 事故の発生が受注者（運転者）の責めに帰すべき理由（前項にかかわる対人、対物事故を除く。）により、発注者が所有する物（車両、施設等）又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害に係る賠償責任を受注者が負うものとする。なお、発注者に損害を与えたときは発注者と協議のうえこれを定め、第三者に損害を与えたときは受注者と第三者間で協議決定するものとする。
- (7) 発注者は上記（5）を担保するため管理車両について自動車保険「全国市有物件共済会（対人・対物）」契約を締結する。ただし、管理車両を運転中にて発生した交通事故による運転手の人身事故については、発注者は自動車損害賠償保険（自賠責）の範囲内のみでの保証とする。よって受注者の責任において運転手に対し交通傷害保険（無制限）等に参加し、発注者が加入する自賠責保険以上にかかる補償については、受注者の責任において負わなければならないものとする。

7. その他の提出書類等

契約候補者となり、本契約の締結後には、下記に掲げるものの他、発注者が必要とする書類等について、運行開始21日前までに提出しなければならないものとする。なお、別紙様式第5号から第8号の

様式については、契約候補者となった場合に提出するものとする。

(1) 別紙様式第5号 運行管理者就任届出書

- ・ 運行管理者又は運行管理補助者の資格者証（写）を添付
- ・ 運輸支局長の行う指導講習の終了の証明（写）を添付

(2) 別紙様式第6号 整備管理者就任届出書

- ・ 整備管理者資格者証の（写）を添付※選任前研修終了証等
- ・ 整備管理者選任後研修受講確認書の（写）を添付

(3) 別紙様式第7号 運転者就任（予定・追加）届出書

《添付書類等》

- ・ 運転免許証（写）
- ・ 運転経歴証明書（原本）※1ヶ月以内のもの
- ・ 雇用保険被保険者証（写）
- ・ 適性（初任・適齢）診断（写）※R7/4/1時点で3年以内のもの
- ・ 健康診断（写）※令和7年度内に受診のもの

(4) 別紙様式第8号 乗務員基本台帳

- ・ 乗務員台帳に備え付けるためのその他の関係書類（写）

8. 本業務委託に係る経費

(1) 見積は、「本業務（平日運行、土日祝・学休平日運行）に係る人件費（運転手、運行管理者、整備管理者、事務員等）」、「一般管理費」「その他の経費」上記5「付帯条件等」及び6「その他の事項」に係る経費のほか、本業務に係る全ての経費一式（3ヶ年分）の合計額（税込）とするものとする。ただし、見積額には「車両に係る経費」「燃料油脂費」「公租公課費」「施設使用料等」は含まないものとする。

(2) 見積を提出するものは、上記に示すそれぞれの経費ごとを積算した内訳明細書を提出しなければならないものとする。なお、見積書の額と内訳明細書の合計額は一致しなければならないものとする。

9. 請求及び支払

(1) 委託料（税込）の支払いは、契約金額1ヶ年分を月割に分割し、当該月分の委託料を支払うものとする。ただし、計算額に千円未満の端数が生じる場合は、それぞれの年度の最終月にこれを精算して支払うものとする。

(2) 受注者は、委託料の請求を行うときは、発注者が指定する様式により上記5 (2) に掲げる「利用状況調査報告書」を提出するものとし、この検査に合格したのちに書面をもって行うものとする。

(3) 発注者は当該月分の委託料について、受注者の請求を受理したときは、その日から30日以内に請求された委託料を受注者に支払うものとする。

1 0. 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託し、又はその一部を請け負わせてはならないものとする。

1 1. 個人情報の保護

受注者は、この契約による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

1 2. 協議事項

この詳細仕様書に定めのない事項については、双方協議の上実施するものとする。

1 3. 問い合わせ先

松江市教育委員会学校管理課学校経理係
TEL 0852-55-5415 FAX 0852-55-5534

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

(個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(従事者に対する監督・教育)

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第13条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第15条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

(改善)

第16条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。

別添 1 古江スクールバス路線図



別添 2 古江スクールバス時刻表

【平日運行】

《登校便》

No.	路線名	始発地	時刻	終着地	時刻	備考
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	7:45	古江小学校	7:55	・西長江
2	旧長江小～古江小	旧長江小学校	8:10	古江小学校	8:20	・東長江

《下校便》通常時

No.	路線名	始発地	時刻	終着地	時刻	備考
1	旧長江小～古江小	古江小学校	14:20 ＼ 15:05	旧長江小学校	14:30 ＼ 15:15	
2	旧長江小～古江小	古江小学校	15:35 ＼ 16:20	旧長江小学校	15:45 ＼ 16:30	

《下校便》一斉下校

No.	路線名	始発地	時刻	終着地	時刻	備考
1	旧長江小～古江小	古江小学校	11:30 ＼ 12:10	旧長江小学校	11:40 ＼ 12:20	
2	旧長江小～古江小	古江小学校	11:50 ＼ 12:30	旧長江小学校	12:00 ＼ 12:40	

《下校便》新1年生対応増便（4月の10日間）

No.	路線名	始発地	時刻	終着地	時刻	備考
1	旧長江小～古江小	古江小学校	11:30 ＼ 12:00	旧長江小学校	11:40 ＼ 12:10	・新1年生増便分
2	旧長江小～古江小	古江小学校	14:20 ＼ 15:05	旧長江小学校	14:30 ＼ 15:15	
3	旧長江小～古江小	古江小学校	15:35 ＼ 16:20	旧長江小学校	15:45 ＼ 16:30	

《下校便》増便（3～4便運行時）

No.	路線名	始発地	時刻	終着地	時刻	備考
1	旧長江小～古江小	古江小学校	13:20 ＼ 14:00	旧長江小学校	13:30 ＼ 14:10	
2	旧長江小～古江小	古江小学校	14:20 ＼ 15:05	旧長江小学校	14:30 ＼ 15:15	
3	旧長江小～古江小	古江小学校	15:35 ＼ 16:20	旧長江小学校	15:45 ＼ 16:30	
4	旧長江小～古江小	古江小学校	16:10 ＼ 16:40	旧長江小学校	16:20 ＼ 16:50	

《下校便》土日祝登校時便

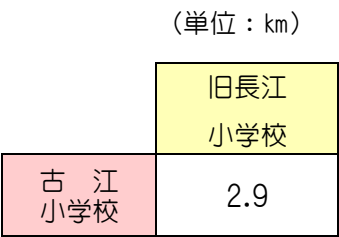
学校行事等の時間にあわせ午後の勤務を繰上げ又は繰下げて運行するものとし、午後勤務3時間40分（拘束時間）の範囲内で対応し変更する。登校便は原則、通常運行と同じ。

【古江スクールバス】

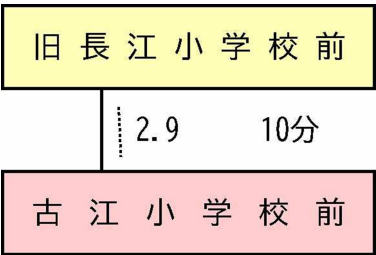
停留所間キロ程図・時分程図

古江スクールバス(旧長江小学校線)

路線:旧長江小学校 ⇄ 古江小学校前



旧 長 江 小 線 程 図



別添 4 運行路線及び運行系統並びに運行便数

【通常運行】

No.	路線名	始発地	終着地	便	料程	運行便数
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	古江小学校前	登校	4.1	2
2	旧長江小～古江小	古江小学校前	旧長江小学校	下校	4.1	2

【一斉下校】

No.	路線名	始発地	終着地	便	料程	運行便数
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	古江小学校前	登校	4.1	2
2	旧長江小～古江小	古江小学校前	旧長江小学校	下校	4.1	2

【新1年生対応】

No.	路線名	始発地	終着地	便	料程	運行便数
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	古江小学校前	登校	4.1	2
2	旧長江小～古江小	古江小学校前	旧長江小学校	下校	4.1	3

【増便対応】

No.	路線名	始発地	終着地	便	料程	運行便数
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	古江小学校前	登校	4.1	2
2	旧長江小～古江小	古江小学校前	旧長江小学校	下校	4.1	3 (4)

【土日祝登校時】

No.	路線名	始発地	終着地	便	料程	運行便数
1	旧長江小～古江小	旧長江小学校	古江小学校前	登校	4.1	2
2	旧長江小～古江小	古江小学校前	旧長江小学校	下校	4.1	2

別添 5 運行予定表

令和8年度

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

通常	0日	新1年	15日
増便	1日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	4日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

通常	13日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	13日
一斉下	0日	学休日	0日

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

通常	17日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	8日
一斉下	0日	学休日	0日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

通常	10日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	6日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

通常	2日	新1年	0日
増便	2日	土日祝	11日
一斉下	1日	学休日	15日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

通常	14日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	11日
一斉下	0日	学休日	0日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

通常	15日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

通常	13日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	11日
一斉下	0日	学休日	0日

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

通常	11日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	8日
一斉下	3日	学休日	4日

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

通常	9日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	12日
一斉下	1日	学休日	4日

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

通常	13日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

通常	11日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	5日

平日運行	通常	128日
	増便	55日
	一斉下校	8日
	新1年生	15日

土日祝・学休平	土日祝	121日
	学休平日	38日

平日運行	206日
土日祝、学休平日運行	159日

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

通常	0日	新1年	15日
増便	1日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	4日

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

通常	13日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	13日
一斉下	0日	学休日	0日

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

通常	17日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	8日
一斉下	0日	学休日	0日

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

通常	10日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	1日	学休日	5日

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

通常	2日	新1年	0日
増便	2日	土日祝	10日
一斉下	1日	学休日	16日

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

通常	15日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

通常	14日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	11日
一斉下	0日	学休日	0日

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

通常	14日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

通常	10日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	8日
一斉下	3日	学休日	5日

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

通常	10日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	11日
一斉下	1日	学休日	4日

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

通常	14日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

通常	11日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	5日

平日運行	通常	130日
	増便	55日
	一斉下校	8日
	新1年生	15日

土日祝・学休平	土日祝	119日
	学休平日	39日

平日運行	208日
土日祝、学休平日運行	158日

4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

通常	0日	新1年	15日
増便	0日	土日祝	10日
一斉下	1日	学休日	4日

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

通常	14日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	11日
一斉下	0日	学休日	0日

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

通常	17日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	8日
一斉下	0日	学休日	0日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

通常	8日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	11日
一斉下	1日	学休日	6日

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

通常	2日	新1年	0日
増便	2日	土日祝	9日
一斉下	1日	学休日	17日

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

通常	14日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	11日
一斉下	0日	学休日	0日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

通常	15日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

通常	14日	新1年	0日
増便	6日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

通常	9日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	3日	学休日	4日

1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

通常	11日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	1日	学休日	4日

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

通常	13日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	0日	学休日	0日

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

通常	10日	新1年	0日
増便	5日	土日祝	10日
一斉下	1日	学休日	5日

平日運行	通常	127日
	増便	55日
	一斉下校	8日
	新1年生	15日

土日祝・学休平	土日祝	120日
	学休平日	40日

平日運行	205日
土日祝、学休平日運行	160日